**１　公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要**

（１）北部大阪都市計画道路の変更

　北部大阪都市計画道路のうち、３・２・２０７－３号牧野高槻線は、枚方市域と高槻市域を結ぶ、広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

　本路線について、広域幹線道路として、計画内容を見直した結果、本案のとおり、延長、幅員及び構造形式等を変更し、名称を３・３・２０７－３号牧野高槻線とするとともに、３・２・２０７－２号十三高槻線について交差構造等を変更するものである。

　あわせて、北部大阪都市計画道路のうち、３・２・２０７－３号牧野高槻線、３・３・２０７－９号高槻駅柱本線、３・５・２０７－２７号藤の里天川線及び３・５・２０７－３３号別所山手線について「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、３・５・２０７－２７号藤の里天川線及び３・５・２０７－３３号別所山手線を廃止するものである。また、３・２・２０７－３号牧野高槻線の一部区間を廃止するとともに、３・３・２０７－９号高槻駅柱本線の一部区間を廃止し、名称を３・３・２０７－９号高槻南駅前線に変更するものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象市名 | 名称 | 変更区域 | 変更内容 |
| 高槻市枚方市 | ３・２・２０７－２号十三高槻線 | 高槻市前島四丁目、前島一丁目、前島二丁目及び東天川五丁目地内 | 一部区間の幅員、交差構造及び構造形式の変更 |
| ３・２・２０７－３号牧野高槻線 | 高槻市大字前島、前島一丁目、前島二丁目、東天川一丁目、東天川二丁目、野田四丁目、野田三丁目、野田二丁目、野田一丁目、宮野町、緑町、高垣町、山手町一丁目、安満東の町、安満中の町、安満北の町及び紅茸町並びに枚方市渚及び渚内野三丁目地内 | 一部区間の廃止、幅員、起点、終点、延長及び名称の変更 |
| ３・３・２０７－９号高槻駅柱本線 | 高槻市城北町一丁目、城西町、野見町、出丸町、庄所町、高西町、南庄所町、下田部町一丁目、下田部町二丁目、芝生町一丁目、芝生町二丁目、芝生町三丁目、芝生町四丁目、唐崎北一丁目、唐崎北二丁目、唐崎西一丁目、唐崎西二丁目、唐崎中四丁目、唐崎南二丁目、西面北一丁目、大字唐崎、大字三島江、西面中一丁目、三島江一丁目、三島江二丁目、三島江三丁目、三島江四丁目、三箇牧一丁目、柱本一丁目、柱本二丁目、柱本三丁目、柱本四丁目、柱本五丁目、柱本六丁目、柱本七丁目及び柱本南町地内 | 一部区間の廃止及び名称の変更 |
| ３・５・２０７－２７号藤の里天川線 | 高槻市沢良木町、藤の里町及び永楽町地内 | 廃止 |
| ３・５・２０７－３３号別所山手線 | 高槻市別所中の町、安満西の町、安満中の町及び安満東の町地内 | 廃止 |

（２）東部大阪都市計画道路の変更

　東部大阪都市計画道路のうち、３・１・２１０－２号牧野高槻線は、枚方市域と高槻市域を結ぶ、広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

　本路線について、広域幹線道路として、計画内容を見直した結果、本案のとおり、延長、車線数、幅員及び構造形式等を変更し、名称を３・３・２１０－２号牧野高槻線とするとともに、３・３・２１０－４号京都守口線について交差構造を変更するものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象市名 | 名称 | 変更区域 | 変更内容 |
| 枚方市 | ３・１・２１０－２号牧野高槻線 | 枚方市渚内野三丁目、西牧野二丁目、西牧野一丁目、渚内野四丁目及び渚地内 | 車線数、幅員、起点、終点、延長、構造形式及び名称の変更 |
| ３・３・２１０－４号京都守口線 | 枚方市牧野阪一丁目、西牧野一丁目、三栗二丁目及び渚内野四丁目地内 | 一部区間の幅員及び交差構造の変更 |

（３）東部大阪都市計画道路の変更

　東部大阪都市計画道路のうち、都市高速鉄道大阪モノレールを導入するため、都市計画道路網を検討した結果、本案のとおり、３・１・２２３－１号大阪中央環状線の一部区間の幅員を変更し、９・７・２２３－１号大阪モノレール専用道の終点及び延長を変更するものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象市名 | 名称 | 変更区域 | 変更内容 |
| 大阪市大東市門真市 | ３・１・２２３－１号大阪中央環状線 | 門真市新橋町、松生町、大字薭島及び三ツ島三丁目地内 | 一部区間の幅員の変更 |
| ９・７・２２３－１号大阪モノレール専用道 | 門真市新橋町、松生町、桑才新町、大字桑才、大字薭島、三ツ島二丁目及び三ツ島三丁目並びに大阪市鶴見区焼野三丁目、茨田大宮二丁目及び安田二丁目並びに大東市諸福八丁目及び諸福七丁目地内 | 終点及び延長の変更 |

（４）東部大阪都市計画道路の変更

　東部大阪都市計画道路のうち、都市高速鉄道大阪モノレールを導入するため、都市計画道路網を検討した結果、本案のとおり、９・７・２２７－１号大阪モノレール専用道を追加するものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象市名 | 名称 | 変更区域 | 変更内容 |
| 東大阪市 | ９・７・２２７－１号大阪モノレール専用道 | 東大阪市北鴻池町、西鴻池町一丁目、西鴻池町二丁目、中鴻池町一丁目、三島三丁目、本庄西一丁目、本庄西三丁目、荒本北一丁目、荒本北二丁目、荒本北三丁目、荒本西一丁目、荒本西二丁目、荒本西三丁目、荒本西四丁目、西岩田三丁目、瓜生堂三丁目及び若江西新町一丁目地内 | 追加 |

（５）東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更

　東部大阪都市計画都市高速鉄道のうち、大阪都心部から放射状に形成された既存鉄道を環状方向に結節し、広域的な鉄道ネットワークを形成することにより、交通利便性の向上及び沿線地域の活性化を図るため、本案のとおり、２２３－２号大阪モノレールの終点及び延長を変更するものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象市名 | 名称 | 変更区域 | 変更内容 |
| 大阪市大東市門真市 | ２２３－２号大阪モノレール | 門真市新橋町、松生町、桑才新町、大字桑才、大字薭島、三ツ島二丁目及び三ツ島三丁目並びに大阪市鶴見区焼野三丁目、茨田大宮二丁目及び安田二丁目並びに大東市諸福八丁目及び諸福七丁目地内 | 終点及び延長の変更 |

（６）東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更

　東部大阪都市計画都市高速鉄道のうち、大阪都心部から放射状に形成された既存鉄道を環状方向に結節し、広域的な鉄道ネットワークを形成することにより、交通利便性の向上及び沿線地域の活性化を図るため、本案のとおり、２２７－５号大阪モノレールを追加するものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象市名 | 名称 | 変更区域 | 変更内容 |
| 東大阪市 | ２２７－５号大阪モノレール | 東大阪市北鴻池町、西鴻池町一丁目、西鴻池町二丁目、中鴻池町一丁目、三島三丁目、本庄西一丁目、本庄西三丁目、荒本北一丁目、荒本北二丁目、荒本北三丁目、荒本西一丁目、荒本西二丁目、荒本西三丁目、荒本西四丁目、西岩田三丁目、瓜生堂三丁目及び若江西新町一丁目地内 | 追加 |

２　公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

（１）掲示場所

|  |  |
| --- | --- |
| 市役所 | 府庁 |
| 高槻市都市創造部都市づくり推進課 | 都市整備部都市計画室計画推進課 |
| 枚方市都市整備部都市計画課 |
| 大東市街づくり部都市政策課 |
| 門真市まちづくり部都市政策課 |
| 東大阪市建設局都市整備部都市計画室 |

※市役所においては、対象となる市町村の資料のみ掲示します。

※府庁においては、すべての資料について掲示します。

（２）掲示期間

　　平成３０年７月１８日（水）から平成３０年８月１日（水）まで